

八千代町立地企業環境整備補助金 Q & A

Q 1. 雇用保険法による適用事業とは？

A. 労働者を1人でも雇用する事業は、業種や事業規模のいかんを問わず、すべて適用事業となります。（※雇用保険事務手続きの手引きより）

Q 2. 町税等とは？

A. 法人住民税や固定資産税、その他町の使用料となります。

Q 3. 事業所の定義とは？

A. 本事業における事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、次の条件を備えているものとします。（例）工場、事務所、営業所など

○一定の場所（1区画）を占めており、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。

○従業者と設備を有しており、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

Q 4. 雇用保険の被保険者とは？

A. 常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず週の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

Q 5. なぜ従業員を常時30人以上雇用している事業所が対象なのか？

A. 周辺環境への影響が多い事業所を対象とするため、対象事業所の要件を従業員を常時30人以上雇用している事業所としております。

Q 6. 対象となる事業所が町内に複数ある場合はどうなるのか？

A. 同一の事業主であっても、補助金申請にあたっては、事業所ごとに申請してください。

ただし、当該事業所が交付対象事業所の要件を満たしていることが条件となります。

Q 7. 新規に操業する事業所は対象となるのか？

- A. 申請時点で、町内において1年以上同一の業種を営んでいることが要件となりますので、新規に操業する事業所は対象外となります。
新規立地については、固定資産税の減免措置や融資制度など、他の制度をご活用ください。

Q 8. 事業所を改修して違う業種に転用する場合は対象となるのか？

- A. 申請時点で、町内において1年以上同一の業種を営んでいることが要件となりますので、事業所を改修して違う業種に転用する場合は対象外となります。

Q 9. その他、事業所周辺の環境整備に資する事業とは何か？

- A. 事業の目的として、周辺的生活環境の改善・向上を図ることとしておりますので、目的に沿った事業計画を提出していただき、町で審査のうえ、判断いたします。(例) 防犯カメラ設置、歩道の設置、樹木の植栽など

Q10. 対象経費以外の環境整備工事を一緒に発注した場合は？

- A. 補助金申請時点で、経費が明確に区分され、実績等において請求が別にされる場合は、必要経費のみ対象となります。

Q11. 補助金交付決定前に発生した費用は対象になるのか？

- A. 補助金交付決定前に発生した費用につきましては、対象外となります。補助金申請時に、対象の経費になるのかを審査いたします。
なお、交付決定前でも契約の発注は可能ですが、交付決定が出ない場合、自己資金で事業を行うこととなりますので、ご了承ください。

Q12. 事業の完了が年度をまたいでしまう場合はどうなるのか？

- A. 予算の会計年度の原則により、年度内の完了が前提になるため、3月末までに完了する事業を対象とします。
工期の関係で年度をまたぐ場合は、計画を見直した上で、次年度に実施していただくものを対象とします。